# 吉川市立中央中学校ＰＴＡ会則

## 第１章　名　　称

第１条　本会は吉川市立中央中学校ＰＴＡと称し事務所を吉川市立中央中学校に置く。

## 第２章　目 的 及 び 活 動

第２条　本会は民主主義教育を推し進めるために、家庭と学校と地域社会との連絡を密にし、協力体制を確立して、生徒の健全な育成をはかり、あわせて会員の資質の向上と親睦を図ることを目的とする。

第３条　本会は前条の目的を達成するため次の活動を行う。

（１）　生徒の諸活動の推進と安全に関すること。

（２）　父母としての教養を高めるための研修に関すること。

（３）　教育的環境の整備に関すること。

（４）　学校行事への協力に関すること。

（５）　その他本会の目的達成に必要なこと。

第４条　本会は教育を主とする民主団体として次の方針にしたがって活動する。

（１）　生徒の教育並びに福祉のために活動する他の団体および機関に協力する。

（２）　特定の政党や宗教に偏することなく、又営利を目的とする行為を行わない。

（３）　学校の人事、その他管理運営には干渉しない。

## 第３章　会　　員

第５条　本会の会員は、次の通りとする。

（１）本会の会員は、吉川市立中央中学校（以下、本校という）に在籍する生徒の保護および本校教職員のうち、本会の目的や趣旨に賛同し、入会を希望した者とする。ただし、その目的や趣旨から、すべての保護者および教職員の入会が望ましい。

（２）入会に際しては、事務処理の煩雑化を防ぐため、会費の納入により、本会の趣旨に賛同し入会を希望したものとする。

（３）退会を希望する際には、役員会へ書面の形で申し出ることにより、いつでも自由に退会することができる。また、保護者は生徒の転校および卒業により、教職員は他校への異動により、本校での在籍状態が無くなる際には、自動退会とする。

## 第４章　経　　理

第６条　本会の経費は会費、およびその他の収入によってまかなう。
非会員からの寄付金は活動協力金として受領し、本会活動費に充てることができる。ただし、特定の目的に利用するための寄付としての申し出がある際には、原則としてその意思を尊重する。

第７条　本会の会費は、前年度決算と今年度予算に基づいて計算し変動する。金額は年額として定め、総会の承認を経て決定する。

（１）　会費は、１年分を現金にて一括納入するものとする。

（２）　会費は年間活動費として受領するため、その性格に基づき、退会に際しての月割り返金などは行わないものとする。

第８条　本会の経理は総会で議決された予算にもとづいて行われるものとする。
第９条　本会の会計年度は４月１日にはじまり、翌年３月３１日に終わるものとする。

## 第５章　役　　員

第１０条　本会には次の役員を置く。
会長　１名　　副会長　３名（学校１）　　監事　３名（学校１）
総務　若干名　　会計　　３名（学校１）
第１１条　役員の任期は１ヶ年とする。ただし再任を妨げない。

## 第６章　役　員　の　選　出

第１２条　役員は各専門委員会に準じ選出し、総会の承認を得て決定するものとする。

## 第７章　役　員　の　任　務

第１３条　役員の任務は次の通りとする。
（１）　会長はこの会を総理し、総会および運営委員会その他の委員会を召集する。ただし特に必要と認めた場合はこの限りにあらず。
（２）　副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行するものとする。
（３）　監事は会計を監査し、その結果を総会において報告するものとする。
（４）　総務は会長の指示によりこの会の庶務を行う。
（５）　会計はこの会の経理一切を処理する。

## 第８章　役　　員　　会

第１４条　役員会は、必要に応じて会長が召集する。また、役員の過半数の要請を持って開催する。
第１５条　役員会は会長・副会長・総務・会計をもって構成される。
第１６条　役員会は次の事項を協議するものとする。
（１）　役員会主催事業の企画、立案、及び実施
（２）　運営委員会に提出する議案の作成
（３）　関係機関との連携
（４）　その他緊急事項の処理

## 第９章　総　　会

第１７条　定期総会は５月末日までに開催し、活動報告、決算の承認、新役員選出、活動計画ならびに予算審議、会則の改正、その他必要な事項を協議する。
第１８条　総会開催は会員の５分の１の出席があれば開催できる。（委任状を含む）
第１９条　臨時総会は運営委員会で必要と認めたときに開催するものとする。
第２０条　総会の議事は出席者の過半数をもって決定する。

## 第１０章　運　営　委　員　会

第２１条　運営委員会は本会の監事をのぞく役員、校長、教頭、各専門正・副委員長および各学年正・副委員長をもって構成し、半数以上の出席者により成立し、議決は出席者の過半数の賛成

を必要とする。

第２２条　運営委員会は次の事項を協議するものとする。
（１）活動計画の立案審議及びその執行に関すること。
（２）総会開催準備に関すること。
（３）各専門委員会との連絡及び調整に関すること。
（４）その他必要事項の処理を行う。

## 第１１章　専門委員会・その他

第２３条　専門委員会は本会の活動に必要な事項について、企画立案、調査研究を行うものとする。
第２４条　専門委員会は次の通りとする。
広報委員会　　厚生委員会　　校外委員会　　学級委員会　　バザー委員会
第２５条　専門委員会は次の活動を行う。
（１）　広報委員会は、会員の情報交換及び広報活動を行う。
（２）　厚生委員会は、会員の生涯学習の企画・運営を行う。
（３）　校外委員会は、校外における生徒の健全な生活指導を行う。
（４）　学級委員会は、学級・学年に関する活動を通して教養を高めるために、研修を進め親睦を深める。
（５）　バザー委員会は、バザーの企画立案・運営をはかる。
第２６条　特別な事項について必要がある時は、特別委員会を設けることができる。
第２７条　本校教職員である会員は、いずれかの委員会に所属するものとする。

## 第１２章　会　則　の　変　更

第２８条　この会則は総会において出席会員の過半数の議決をもって変更することができる。

## 第１３章　細　則　の　制　定

第２９条　本会の運営に関する細則は、この会則に反しない限りにおいて運営委員会で定めることができ、細則の制定改廃の結果は、次期総会に報告しなければならない。

付則　　この会則は公付の日から施行し、昭和５６年６月２６日から適用する。
会則一部改正　　昭和６０年５月１０日　　平成　７年５月２０日
平成１６年５月２８日　　平成１７年５月　６日
平成２１年４月　１日　　平成２７年５月　８日
平成２８年５月１３日　　令和　４年５月２３日